

## 願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに係る 問題の所在と対応の方向性（案）

### 1. 願書及び図面の記載要件

平成 27 年 5 月に、我が国において、ハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効した。同協定に基づき我が国を指定国とする国際出願（国際意匠登録出願）については、我が国と他国の願書及び図面等の記載要件の違いから、国際意匠登録出願の願書及び図面の記載等が、現行の我が国意匠法施行規則の規定や、意匠審査基準には準拠していない表現形式である場合も多い。こうしたケースについて、国際ルートの出願と国内ルートの出願に対する判断基準が引き続き異なるように留意しつつ、ユーザーの図面等作成の負担をできるだけ軽減する方策について検討を行う。

また、平成 10 年意匠法改正により導入された種々の図面表現が既にユーザーの間に定着している状況、及び、コンピュータグラフィクス（CG）による作図技術の発達等に照らし、現行の願書及び図面の記載要件について、国内出願、国際出願の別を問わず、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく要件の緩和が可能な事項が無いか、検討を行う。

#### 1. 1 運用見直しのための論点

願書及び図面の記載要件について、意匠審査基準の改訂のみにより運用の見直しが可能な事項として、以下の各論点についての対応方針を検討する。

【論点 1】 形状を特定するための線、点等の説明の取扱い

【論点 2】 CG により作成された図における陰の説明の取扱い

【論点 3】 CG により作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い

## 1. 2 検討

### 【論点 1】形状を特定するための線、点等の説明の取扱い

#### (1) 問題の所在

- 我が国の現行意匠制度においては、立体表面の形状を特定するための「陰」を、図形中に線、点等により表すことが認められているが、このような「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。[参考 1]
- しかしながら、国際意匠登録出願においては、上記の「意匠の説明」の欄の記載の無いものが見受けられる。
- 本論点に係る平成 28 年度産業財産権制度問題調査研究「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究本調査研究」の中間報告におけるユーザーニーズの調査の結果（以下、「ユーザーニーズ調査の結果」という。）は、席上配布参考資料のとおり。
- 上記の状況を踏まえた上で、線図における形状を特定するための線、点等の説明の省略の可否について、検討を行う。

#### [参考 1] 関連規定

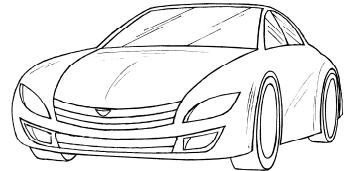
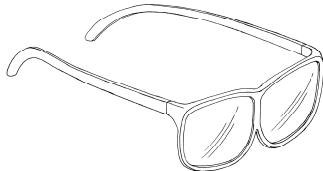
##### 意匠法施行規則様式第 6 備考 7

図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

#### (2) 対応方針案

形状特定のための線、点等（陰）であることが明らかであると判断される場合は、当該線、点等の説明の省略を認めることとする。意匠審査基準上に、形状特定のための線、点等であることが明らかと判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載する。

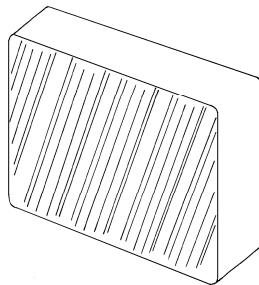
## ① 説明の記載の省略が認められるものの例



事例 1 意匠に係る物品「眼鏡」  
 「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。

事例 2 意匠に係る物品「乗用自動車」  
 「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

## ① 説明の記載が必要なものの例



事例 1 意匠に係る物品「石けん」  
 「石けん」の物品の性質上、説明がなければ模様であるのか、立体表面の形状を表したものであるのかが不明。

## 【論点 2】 CG により作成された図における陰の説明の取扱い

## (1) 問題の所在

- 意匠法施行規則様式第 6 備考 7 の規定に照らし、CG で作成された図について、「陰」としての明度変化を表している図については、その明度変化が「陰」である旨を【意匠の説明】の欄に記載することを推奨している。[参考 1]
- しかしながら、国際意匠登録出願のみならず、国内の出願においても、上記の「意匠の説明」の欄の記載の無い出願が多く見受けられる。
- 平成 10 年意匠法改正により導入された CG による図面表現方法は、既にユーザ

一の間に十分定着しており、かつ、この間 CG による作図技術が発達し、写真と見紛う画質のものも多い。

- ・本論点に係るユーザーニーズ調査の結果は、席上配布参考資料のとおり。
- ・上記の状況を踏まえた上で、CG で作成された図における陰の説明の省略の可否について、検討を行う。

### [参考 1] 関連規定等

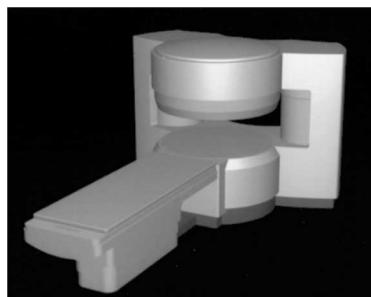
#### 意匠法施行規則様式第 6 備考 7

図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

### (2) 対応方針案

CG による作図技術が発達し、写真と同等あるいは、それ以上に鮮明な意匠の開示が可能となっていることに照らし、明度変化を表した CG により作成された図については、その明度変化が「陰」であることが明らかである場合は、写真の取扱いと同様に、当該説明の記載を不要とする。また、意匠審査基準上に、明度変化が「陰」であることが明らかであるか否かの判断についての基本的考え方及び具体的な例示を記載する。

#### ①説明がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例

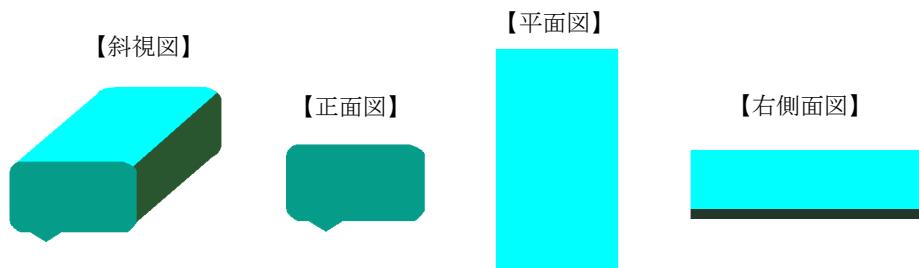


事例 1 意匠に係る物品「医療用画像撮影機」



事例 2 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

②説明がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例



意匠に係る物品「消しゴム」

### 【論点 3】 CGにより作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い

#### (1) 問題の所在

- CGで作成された形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施し、当該彩色が背景である旨を【意匠の説明】の欄に記載することを推奨している<sup>1</sup>。
- 現状、国際意匠登録出願のみならず、国内の出願においても、上記の「意匠の説明」の欄の記載の無い出願が多く見受けられる。
- 平成 10 年意匠法改正により導入された CGによる図面表現方法は、既にユーザーの間に十分定着している。
- 本論点に係るユーザーニーズ調査の結果は、席上配布参考資料のとおり。
- 上記の状況を踏まえた上で、CGで作成された図における背景の彩色についての説明の省略の可否について、検討を行う。

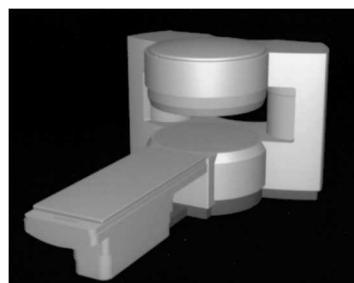
<sup>1</sup> 「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」第 1 部、2.、2A.5、(9)コンピュータ・グラフィックスを使用した図、[CGによる作成の場合の留意点] ②

「形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。(外形形状を明確にするために必要な場合の例外的な扱いとして認めています。) 背景の彩色は、出願の意匠を構成しない単一色とし、背景の彩色である旨を【意匠の説明】の欄に記載して下さい。」

## (2) 対応方針案

CG で作成された図における背景の彩色について、当該彩色が背景であることが明らかであると判断される場合は、説明の省略を認めることとする。  
意匠審査基準上に、説明がなければ背景の彩色であるか否かが不明確であると判断されるものの例を記載する。

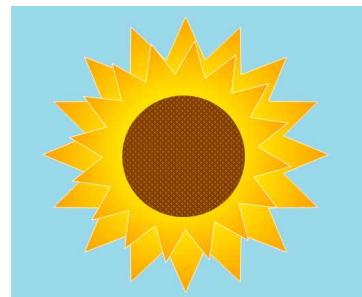
### ①説明がなくても背景の彩色であることが明らかなものの例



事例 1 意匠に係る物品「医療用画像撮影機」 事例 2 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

### ②説明がなければ背景の彩色であるか否かが明らかでないものの例

【表面図】



意匠に係る物品「装飾用シール」

## 2. 参考図の取扱い

### (1) 問題の所在

- 意匠登録出願手続における参考図は、出願の意匠の理解を助けるために必要な場合に記載すべきものである [参考 1] [参考 2]。しかしながら、必要図を線図で表している場合に、その実施物の多数のバリエーションを写真で追加的に

表したものや、必要図に表した形態を改変した意匠を表したものなど、出願の意匠とは別個の意匠と認められる意匠についても、参考図の位置づけで、一の意匠登録出願中に複数記載する事例が多くなってきている。

- 参考図の取扱いについては、現状、意匠審査基準において明確な規定がないことから、ユーザーから、審査上の取扱いが不明確であるとの声が寄せられている。また、出願人が提出する参考図が種々広範なものに及ぶことから、審査においても、その取扱いを個別案件ごとに検討しなければならない状況となっている。
- 本項目に係るユーザーニーズ調査の結果は、席上配布参考資料のとおり。
- 上記状況に照らし、意匠審査における参考図の取扱いについて検討する。

## [参考 1] 関連規定

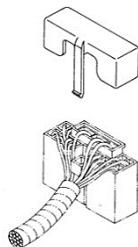
### ・意匠法施行規則様式第 6 備考 11

8 から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

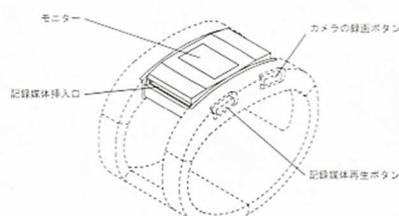
## [参考 2] 参考図の記載例

### 1) 意匠に係る物品の用途及び機能等の理解を助けるための参考図

#### ① 使用状態を示す参考図

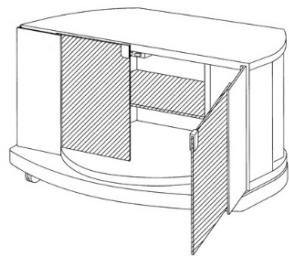


#### ② 各部の機能、名称等を示す参考図



- 2) 必要図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図

透明部を示す参考図



## (2) 対応方針案

意匠審査基準上に、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形狀、模様又は色彩が表されている参考図については、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは、考慮しないことを明記する。

以上